

## 調 査 計 画

### 1 調査の名称

労働争議統計調査

### 2 調査の目的

労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とすることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

日本国全域

#### (2) 属性的範囲

都道府県労政主管課

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

都道府県労政主管課 47

#### (2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出)

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項

- ア 事業所の名称及び常用労働者数
- イ 事業所の主要生産品名又は事業の内容 (産業大・中分類)
- ウ 争議の性格、ストを発令した最上部組合名
- エ 労働組合の名称及び労働組合員数
- オ 争議発生年月日 (当月発生、繰越の別)
- カ 争議解決年月日、解決方法
- キ 統一行動年月日
- ク 企業の全常用労働者数規模
- ケ 団体区分
- コ 要求事項
- サ 争議の総参加人員及び行為参加人員

- シ 争議行為の形態別日数、行為参加人員及び労働損失日数
  - ス 第三者関与の状況
  - セ 労働組合への適用法規
- (2) 基準となる期日又は期間
- 毎月末日現在

## 6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織 厚生労働省 ― 都道府県労政主管課
- (2) 調査方法 (  調査員調査  郵送調査  オンライン調査  その他 ( )

配布：厚生労働省から都道府県労政主管課あてに郵送又は電子メールにて配布する。

回収：都道府県労政主管課から厚生労働省あてに郵送又は電子メールで提出する。なお、電子メールの送信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。

## 7 報告を求める期間

- (1) 調査の周期
- 月
- (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
- 調査票の提出期限は翌月20日までとする。

## 8 集計事項

集計事項は、別添1のとおりとする。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表の方法
- 厚生労働省HPで公表、報告書を作成して関係機関に送付する。
- (2) 公表の期日
- 調査実施翌年8月下旬に公表する。

## 10 使用する統計基準

集計結果の表章に当たっては日本標準産業分類によっている。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：1年

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

(2) 保存責任者

記入済み調査票：厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長）

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

別添1

## 集 計 事 項

1. 産業、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数（計、民営、国公営）
2. 主要団体、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数（計、民営、国公営）
3. 産業、労働損失日数階級別半日以上の特約閉鎖及び作業所閉鎖の件数、行為参加人員及び労働損失日数（計、民営、国公営）
4. 企業規模、行為参加人員1人当たり労働損失日数階級別半日以上の特約閉鎖及び作業所閉鎖行為参加人員（民営）
5. 産業、主要要求事項別労働争議件数、総参加人員及び行為参加人員（計、民営、国公営）
6. 主要団体・特掲主要要求事項、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数（計、民営、国公営）
7. 企業規模、主要要求事項、労働争議の種類別企業数（うち製造業）（民営）
8. 産業、解決方法別労働争議解決件数（計、民営、国公営）
9. 産業、解決方法別労働争議解決企業数（民営）
10. 産業、継続期間別労働争議解決件数（計、民営、国公営）
11. 労働争議の種類・継続期間、主要要求事項別労働争議解決件数（計、民営、国公営）
12. 都道府県、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数（単独争議のみ）（計、民営、国公営）
13. 都道府県、解決方法別労働争議解決件数（単独争議のみ）（計、民営、国公営）
14. 産業・企業規模、争議行為を伴う争議の行為形態別企業数、行為参加人員及び労働損失日数（民営）
15. 月、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数